

[各論 I] NISA 拡充・恒久化が目玉の23年度 税制改正と防衛財源確保のための税制措置

片桐 正俊

中央大学名誉教授

2023年度税制改正(以下23年度改正)はNISA(少額投資非課税制度)の拡充・恒久化が目玉で、あとは小粒の改正が幾つか行われる。ただそれよりも政府は年末に国家安全保障戦略など安保関連三文書を閣議決定し、戦後日本の防衛政策を大転換し、23年度から5年間の防衛費を43兆円にすることなどを決め、さらに防衛財源確保のため法人税、所得税、たばこ税の増税を税制改正大綱に明記したが、大きな議論を呼ぶことになった。以下では、まずは23年度改正の内容を検討した後で、防衛財源のための3税増税について検討する。

さて、23年度改正の概要を見ておこう。「家計の資産を貯蓄から投資へ」と積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずる。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、きわめて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行う。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等を見直す。租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限を設定する。」となっている。

このように、23年度改正はまたしても、弱体化している日本の税制の財源調達機能や所得再分配機能を抜本的に回復・強化するような本格的な税制改革を全く伴わないものになってしまった。

では何のための税制改正なのか。岸田政権の重視する「成長と分配の好循環の実現」のための「新しい資本主義」の4本柱(①人への投資と分配②科学技術・イノベーション③スタートアップ・オープンイノベーション推進④脱炭素デジタル投資)を推進するのに役立つような税制面からの支援策を盛り込んだのが23年度改正の特徴である。だが、それと関係のあるNISAの抜本的拡充・恒久化や研究開発税制の見直しを除けば、ほとんど小粒の減税策で、果たして狙い通りの成果が得られるのか、疑問なしとしない。

以下では、23年度改正の主な内容について順に検討する。最後に、防衛力強化にかかる財源確保のための増税措置について検討する。

主な個人所得課税の改正

(1) NISA制度の抜本的拡充・恒久化

NISA制度は貯蓄から投資への流れを促すために2014年に設けられた。現行制度は、①株や投資信託などに年120万円まで5年間投資できる「一般NISA」、②投資信託に非課税で年40万円まで20年間投資できる「つみたてNISA」、③未成年向けの「ジュニアNISA」の3つから成る。

このうち、③「ジュニアNISA」は23年で廃止になるが、①と②は24年1月からは併用できるように一本化される。それを示したのが図1である。この制度改正によって、非課税保有期間を無期限化する

図1 NISAの仕組みはこう変わる

	今のNISA		新しいNISA	
	つみたて型	一般型	つみたて枠	成長投資枠
口座開設期間	2042年まで	2028年まで	恒久化	
非課税の期間	最長20年	最長5年	無期限	
1年間の投資上限	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税の限度額(生涯)	800万円	600万円	1800万円 (うち1200万円を成長投資枠として利用可)	
投資対象	投資信託	上場株式など	投資信託	上場株式など
併用	不可		可	

(出所)『朝日新聞』(朝刊) 2022年12月17日付。

とともに、口座開設期間については期限を設けず、NISA制度を恒久化する。そして、つみたて型の上限額を3倍の年120万円に拡大し、一般型は「成長投資枠」に名称を変え、2倍の年240万円にする。生涯の限度額は富裕層に恩恵が偏らないように1800万円(成長投資枠は1200万円まで)とした。なお、これまで投資した商品を売却した場合、限度額のうちその分は使い切った形になっていたが、新制度では再利用を認める。また、23年末までに今のNISAを使って投資した商品は別枠と位置づけ、いまの制度を使っている人も新制度の恩恵をフルに受けられる。

NISAは、岸田政権が推進する中間層の資産倍増計画の目玉施策と位置づけられる。だが、早くも幾つか疑問が出されている。

NISAの口座数は現在合計約1700万口座あると言われているが、岸田政権の資産所得倍増計画では今後5年間で口座数を3400万口座に、NISAを通じた買付金額を現在の約28兆円から56兆円に倍増させるという目標を設定している。果してNISA制度の拡充・恒久化だけで計画通りにいくかどうか、リスク資産の購入であり、NISAを使う個人投資家は海外投資に向かう傾向があり、国内外の証券市場の動向も影響するので楽観視は

できない。

23年度改正で、年間非課税投資額は積立型で3倍化、成長投資枠で2倍化して合計360万円にまでなっており、また生涯の非課税限度額も従来つみたて型800万円、一般型600万円だったのを改正後1800万円(うち成長投資枠1200万円)に拡大しているが、中間層のために年間非課税投資額と生涯の非課税限度額をここまで拡大する必要があるのだろうか。実際には、富裕層がこの制度転換に便乗すれば新たな所得格差問題を生みかねない。

(2) スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

岸田政権は「新しい資本主義」の重点分野の1つとして、スタートアップ(新興企業)とオープンイノベーションの推進を挙げているが、その支援策として財政支援に加え、減税による支援を強化する。

スタートアップ・エコシステムの個人所得課税における抜本強化策として、23年度改正には「スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設(エンジェル税制の拡充)」が盛り込まれている。この改正で、保有株式の譲渡益を元手に創業者が起業した場合やエンジェル税制を利用する投資家が株式の売却で得た譲渡益をスタートアップへ再投資し

た場合に、再投資分につき20億円を上限として株式譲渡益が非課税となった。

この他に、スタートアップ・エコシステムの抜本強化策として、23年度改正に盛り込まれた法人所得課税におけるオープンイノベーション促進税制の拡充があるが、これについては法人所得課税のところで説明する。そして、上述のエンジェル税制の拡充と合わせてコメントする。

(3)「1億円の壁」是正のための金融所得課税

岸田首相は2021年秋の自民党総裁選において、格差是正を目指す「分配」政策の目玉として、「1億円の壁」打破のための金融所得課税を強く訴えた。しかし直後の株価下落で市場の不評を買い、その提案を1年間封印していたが、23年度税制改正案に不十分ながらも金融所得課税を盛り込んだ。

「1億円の壁」問題とは、総所得が1億円を超えると所得税負担率が低下していき、税制が富裕層を優遇し、格差を拡大している問題を指す。何故そうなるかという、会社員の給与にかかる所得税率は所得が増えるにつれて、国税・地方税合せて最高税率が55%まで累進税率が適用され、負担率も上昇して行く。他方富裕層が多く持つ株式、土地、建物等の売却益には一律20%の所得税率が適用され、売却が多いほど税負担は低くなる。この結果統計上1億円を境に租税負担率が下がる。

23年度改正では、この所得税負担の格差を是正するために、給与所得、株式や土地・建物の売却益等を合せた総所得が約30億円を超える約200～300人を対象に追加課税を行なう。この超富裕層の総所得から3.3億円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年の基準所得税額を超える場合に、その差額を追加課税する。所得が50億円程度の場合、租税負担率は2～3%増える見込みがある。この追加課税は25年から適用される。

対象者は、200～300人程度と超富裕層に限定しているので、「1億円の壁」是正の効果としては、つまり所得再分配効果としては弱い。金融市場や新興市場への悪影響、投資の抑制を懸念しての

ことで、金融所得課税としては、不十分なものに止まっている。格差是正への政権の意欲が問われている。

主な法人課税の改正

(1)オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ・エコシステムの法人課税における抜本強化策として、23年度改正には「オープンイノベーション促進税制の見直し」が盛り込まれている。

現行制度では、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、国内の事業会社がスタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価格の25%を所得控除できる。

23年度税制改正では、スタートアップの出口戦略の多様化の観点から、特にスタートアップの成長に資するものに限定し、事業会社がスタートアップをM&A（合併・買収）する時の発行済株式の取得に対しても所得控除25%を講じることになった。

岸田政権は、「スタートアップ育成5カ年計画」においてスタートアップへの投資額を現在の約8000億円から5年後の27年度には10倍を超える規模（10兆円規模）にするという大きな目標を掲げている。上述の非課税措置の創設ないし拡充は、その目標達成のための支援策であるが、それがどの程度の効果があるのか予測さえ示されていない。

(2)法人最低税率の導入

21年にOECDで法人税負担の最低税率を15%とする仕組み（グローバル・ミニマム課税制度）が最終合意したことを受けて、23年度税制改正でグローバル・ミニマム課税を24年度から実施することになった。対象となるグローバル企業は、売上高7.5億ユーロ（1000億円超）以上の企業で、日本に860社超ある。対象となる日本のグローバル企業は、進出先の国の法人税の実効税率が15%を下回れば、親会社のある本国日本で差分を日本の税務当局に対して、親会社の税金に上乗せして支

払う。各国が法人税率を引き下げて企業誘致を狙う「底辺への競争」に歯止めをかけ、多国籍企業の課税逃れや各国の税源侵食を防ぐことができれば、大企業が応分の負担をし、財政健全化にも役立ち、また富の偏在の是正にもなると期待されるが、どれだけ実効性のあるものになるのかは、グローバル・ミニマム課税制度に合意した国々の取組みと実施状況にかかっている。

主な資産課税の改正

(1) 贈与税の2種類の課税方式(暦年課税と相続時精算課税)の見直し

現行の贈与税の課税方式には、暦年課税と相続時精算課税の2方式があり、いずれかを選択しなければならない。23年度改正ではこの2方式のルールが見直される。見直しを行う理由は、贈与税の税率は、相続税より高くして相続税の節税に使われるのを防ごうとしているが、税率差が高齢者から若年者への資産移転を防げないように、相続と贈与の一体化を現行より一層進めるためである。

暦年課税は、早期の生前贈与を促すため、年間110万円まで贈与が基礎控除額として非課税となっており、この残高に応じて10～55%の累進税率をかける仕組みになっている。そして、相続税の節約のために駆け込みで生前贈与することを防ぐために、贈与者が死亡する直前の3年間については、贈与税を相続財産に加算して課税することになっている。23年度改正では、生前贈与と相続で税負担ができるだけ変わらないようにするために、この期間を24年から7年に延ばす。移転の時期に中立な税制とする、つまり生前贈与か死亡後相続かによらずに税負担が変わりにくくするには延長が妥当である。

他方、相続時精算課税は、累計2500万円までの贈与が非課税となる一方で、相続時にそれまでの贈与分を加算して相続税額を計算する。そして、暦年課税の基礎控除額と同額の年110万円までなら非課税で申告不要とする。

23年度改正において、暦年課税と相続時精算

課税の選択制は維持しつつも、それぞれにルール変更が加えられた結果、暦年課税を選ぶ人は税負担増、相続時精算課税を選ぶ人は税負担減となると予想される。

(2) 教育資金、結婚・子育て資金に関する贈与税の非課税措置の延長

祖父母や親から孫や子らへの一括贈与で贈与税が非課税となる措置は、教育資金(1500万円まで非課税)を3年、結婚・子育て資金(1000万円まで非課税)を2年延長する。これらの制度は富裕層の利用が多く、政府税制調査会の専門家会合では「世代を超えた格差の固定化につながりかねない。」との指摘があり、これらの非課税制度を「廃止する方向で検討することが適当」とする意見を公表している。元来、高齢者の資産を若い世代に移す経済対策として導入されたが、利用は低迷している。

主な消費課税の改正

(1) 自動車重量税のエコカー減税と自動車税の環境性能割の見直し

車検の時にかかる自動車重量税のエコカー減税は、23年10月までだった期限を3年間延長して26年4月末までとする。そして、現行の燃費基準は23年4月末までのところを同年末まで据え置く。半導体不足や納車の遅れで減税の恩恵が受けられなくなるのを回避するためである。据置期間後の24年1月からは、段階的に優遇対象の車を絞り込み、ガソリン車やハイブリッド車の優遇を受けられる下限を段階的に引き上げる。現在の30年度燃費基準の60%達成を、24年1月から70%、25年5月から80%に引き上げる。

車の購入時に燃費性能に応じて購入額の0～3%を支払う自動車税の環境性能割も、23年末まで現行燃費基準を据え置く。そして、電気自動車(EV)等は非課税であるが、ガソリン車などは段階的に24年1月からは70%、25年4月からは75%と、燃費基準の達成条件を厳しくする。

ただ、これで問題がなくなったわけではない。政

府は脱炭素社会の実現に向けて、35年までに新車販売の全てをハイブリッド車や燃料電池車を含む電気自動車（EV）に転換する目標を掲げており、ガソリン車への優遇を削り、EVへの移行を促すために、税優遇をEVに集中させようとしている。

しかしながら、ガソリン車が減りEVが普及していくと、道路維持財源となっているガソリン税等が減収となり、道路維持・管理費を賄う代替財源の確保が避けて通れなくなる。18年度に道路の整備・管理などにかかった費用は自動車関連の収入を既に上回っており、代替財源の確保が喫緊の課題となっている。その代替財源案として浮上しているのが走行距離課税である。これならEVにも税負担を求められることができる。しかし、自動車業界や経産省などは、国がEVの普及を後押しする姿勢に立ちながら、EVの課税強化に乗り出そうとするのは矛盾していると批判する。検討を急ぐべき大きな課題と言わねばならない。

(2) 小規模事業者に対するインボイスの負担軽減措置

23年度改正において、23年10月から消費税にインボイス（適格請求書）制度が導入される。これまでの「帳簿方式」では帳簿上の仕入額から逆算した仕入税額を売上税額から差し引いて納税額を算出した。インボイス方式では、売上税額からインボイスに記載された税額を差し引いて納税額を算出する。免税事業者は消費税を納税していないので、インボイスを発行できない。買手事業者（課税事業者）は免税事業者から仕入れたのでは仕入税額を差し引けないので、売上税額がそのまま納税額になる。そこで買手事業者（課税事業者）は免税事業者からの仕入を回避し、免税事業者は取引から排除されてしまう可能性がある。取引の中間にある小規模事業者は課税事業者への転換を強制される恐れがある。

このため、これまで免税事業者であった小規模事業者（売上高1000万円以下の事業者）がインボイス発行事業者（課税事業者）になった場合、納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減

措置を講じることになった。それは免税事業者の懸念に配慮したためである。課税事業者になると、販売価格に消費税分を転嫁できずに利益が減る懸念がある。その上、これまで納税せずに手元に置いていた益税が無くなってしまう。免税事業者が課税事業者に転換するのを後押しする、小規模事業者向けの負担軽減措置を設けることになった。ただ、免税事業者が課税事業者になるかどうかはあくまで任意なので、免税事業者のまま残った場合、益税問題は依然残る。

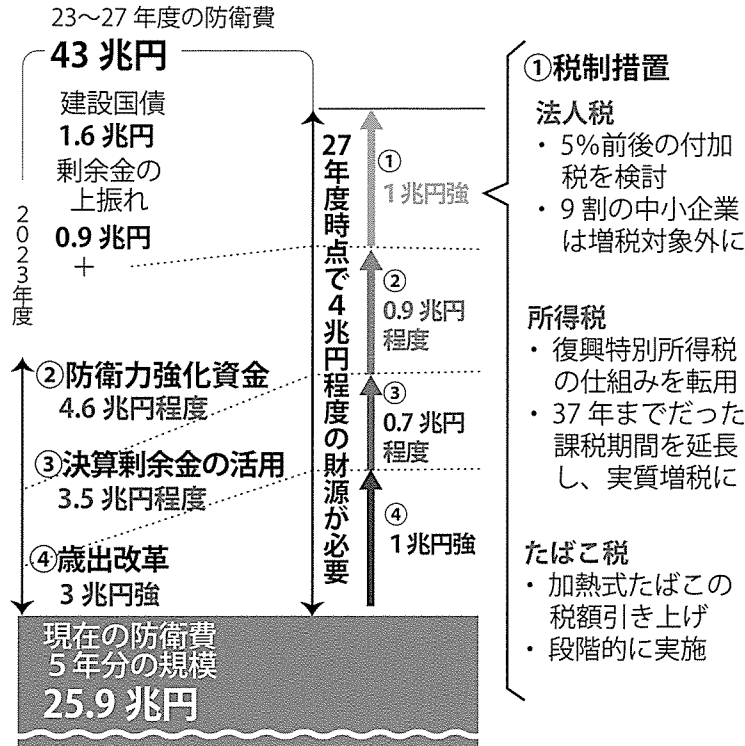
また、買い手側の事務負担も軽減する。売上高1億円以下の事業者を対象に、1万円未満の仕入れはインボイスを不要とし、事務負担を緩和する。6年間の時限措置で、インボイスを保存しておかなくても帳簿があれば仕入れにかかった消費税の税額控除を受けられるようにする。消費税納税義務のない小規模免税事業者は、インボイスを発行できないため、買い手の課税事業者から取引を打ち切られる恐れがあったがその懸念は和らぐ。

防衛力強化にかかる財源確保のための増税措置

政府は、国民的議論がないままに安保関連三文書を閣議決定し、専守防衛原則に立つ戦後日本の安全保障政策の大転換を図った。その文書には27年度の防衛費がGDP比2%に当たる11兆円規模に「倍増」されることが明記されている。これを受けて、政府は23-27年度の5年間の防衛費の総額を43兆円とする方針を打ち出した。これだと23-27年度の5年間に新たに必要となる防衛費（増加分）は、43兆円から現在の防衛費額26兆円を差し引いた17兆円となる。また、27年度以降防衛費は現行中期防より単年度で4兆円ほど増える。

岸田政権は防衛力強化の内容、予算、財源を一体で議論すると言いながら、内容について十分な検討もせず、国民的議論もないままに、防衛費の対GDP比2%という「規模ありき」の予算を先に決め、それに必要な財源を大急ぎでかき集め、不安定な防衛財源案を公表した。それだけに問題が多い。

図2 規模ありきの防衛費増額でゆがむ財源



(出所)『朝日新聞』(朝刊) 2022年12月15日付。

政府の防衛財源案を図解したのが図2である。防衛費増の財源は、①歳出削減②税収上振れや決算剰余金③国有財産の売却益や税外収入等を集めた「防衛力強化資金」④税制措置で確保する⑤この4つですべて賄えない場合、建設国債の発行もありうる。

これら①～⑤の防衛財源確保の方策のどこに問題があるのか。①財務省が挙げている、15年度当初予算で前年度比2100億円歳出削減できた事例と同じことを今後5年間達成できる保証はどこにもない。②税収の上振れも景気次第で、税収の下振れもありうる。また、決算剰余金の半分以上は国債の返済財源にすることが決まっており、残り半分は補正予算の財源に充てられることが多いが、これを防衛費に充てれば、常態化している大型の補正予算の財源が不足し、赤字国債の増発に頼らざるをえなくなる。③国有財産大手町プレイスの売却益も得られるのは1回限りで、その後の継続性はない。税外収入の事例であるコロナ禍で手厚い支援を受けた独立行政法人の剰余金も、目的があつて貯めてある資金なので、必ず防衛費の財源にで

きるというわけではない。④税制措置の問題点については、後段で述べる。⑤政府は23～27年度の防衛費43兆円のうち、1.6兆円を建設国債の発行で賄う予定をしている。23年度当初予算の防衛費は前年度当初予算比26.4%増となったが、その増額分を賄うために建設国債の発行に踏み切り、その発行収入4343億円を防衛費に充てることになった。戦後初めて建設国債を防衛費に充てることになった。政府はこれまで「防衛費は消耗的な性格を持つ」という理由で、建設国債の対象に含めてこなかった。しかし、建設国債の対象が防衛費にまで広がれば、防衛費の拡大に歯止めがかからなくなることを恐れる。

さて、政府は防衛財源としてどのような増税措置を取ることを決めたのか、またその増税措置のどこが問題なのか検討してみよう。

防衛財源確保のための税制措置として、法人税、所得税、たばこ税で1兆円強を確保すると大綱に明記した。政府にそれらの増税を24年度以降に段階的に実施する方針で、税収は法人税で7000～8000億円程度、所得税とたばこ税で各2000

億円程度を見込んでいる。増税3税の課税措置は次の通りである。

- ①法人税：法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に対しては、法人税額から500万円を控除して、負担を軽減する。
- ②所得税：所得税額に対し、税率1%の新たな付加税を課す。現行2.1%の復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、復興財源の総額を確実に確保できるところまで課税期間を延長する。
- ③たばこ税は1本3円相当の引上げを段階的に実施する。

では、以上の防衛財源確保の税制措置のどこが問題か、法人税と所得税について検討しておこう。法人税増税に関しては、経済状況で増減するため財源として安定性を欠き、企業の賃上げにも逆行するとの批判がある。しかしながら、法人税率は1984年度の43.3%から今日の23.2%まで大きく引き下げられており、また第二次安倍政権の15年度以来賃上げや投資を促すために、一段と引き下げられている。法人税関係の租税特別措置（研究開発減税、賃上げ税制、中小企業向け特例、設備投資に係る特例）は20年度で約1兆6000億円にも上る。しかし、賃金も設備投資も伸び悩み、期待したような成果が出ていない。他方、金融・保険業を除く企業の内部留保は、企業の業績が好調にもかかわらず設備投資や人件費投資に慎重なため、22年

9月初め現在約516.5兆円にまで膨れ上がっている。また、世界的にも法人税率の引き下げ競争の動きが反転しつつある。こういう状況に鑑みれば、防衛費増の安定財源を税に求めるとすれば、法人税が第一候補とされても仕方がない。なお、中小企業は上述のような負担軽減措置が講じられるので、9割は増税の影響を受けない見通しである。

所得税増税は、復興特別所得税の税率を2.1%から1%引き下げ、その1%を防衛財源に転用することによって行うが、逆に復興の「総仕上げ」の取組みに支障をきたす恐れがあり、被災地の理解が得られないのではないかと懸念される。なお、税率1.1%に引き下げられた復興特別所得税は、復興財源の総額を確実に確保するために、課税期間が38年以降に延長される。ただ、延長期間分は増税になり、首相が「個人の所得税の負担が増加する措置は行わない」と当初言っていたことと矛盾する。

では、復興特別所得税の転用に代わる所得税財源はないのであろうか。23年度改正では、所得30億円超の超富裕層への課税によって「1億円の壁」を打破し、中間層との税負担格差を是正しようとしているが、既述のように課税対象者が200～300人と少なく、格差是正効果は限られる。富裕層の人数の多い所得1～5億円層を課税対象者に含めて、格差是正効果と税収を上げ、その税収を防衛財源に充てることが可能なのではないかと懸念される。

(かたぎり まさとし)

